



広報

あいお

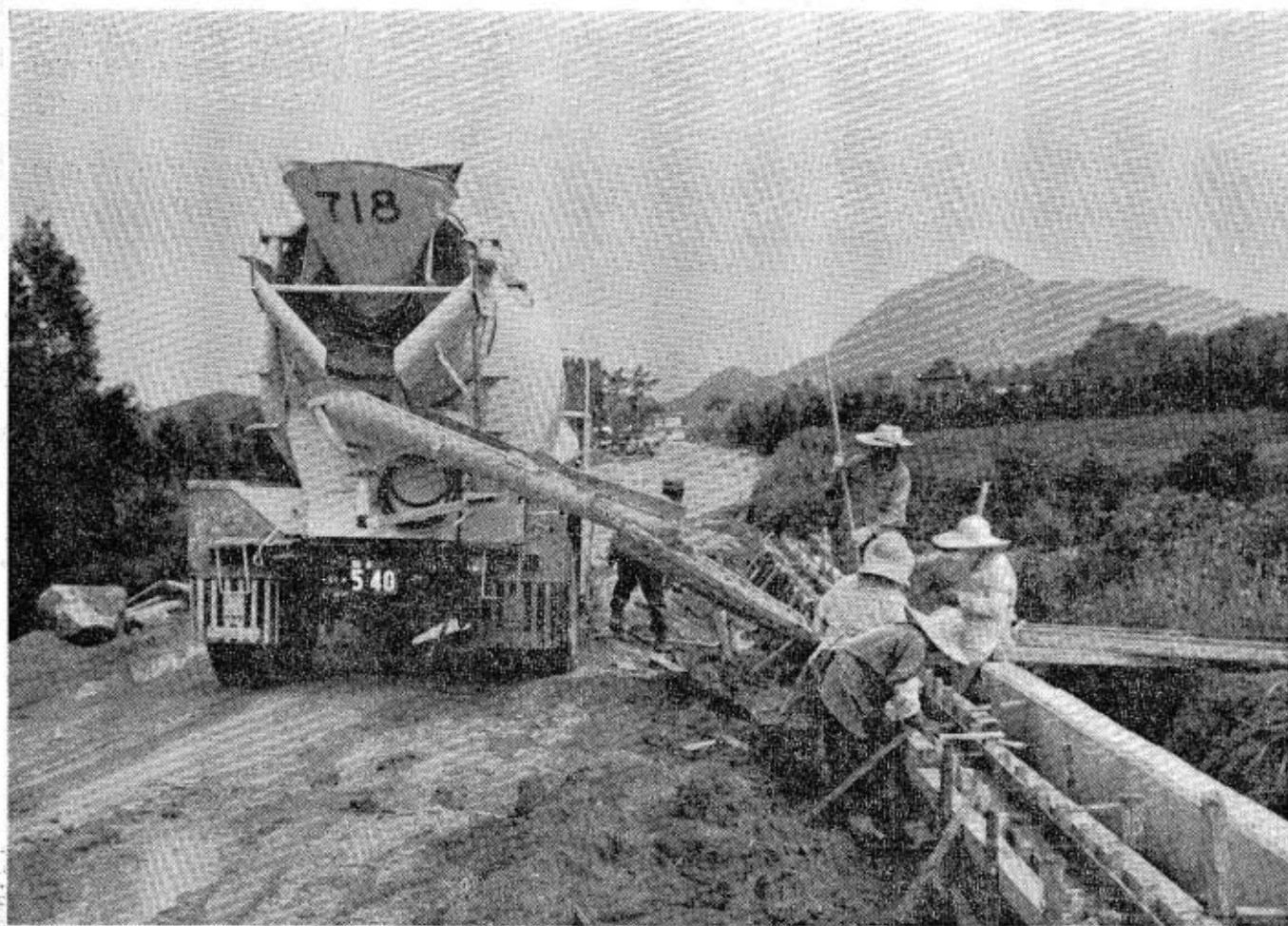
昭和47年 5月25日

No. 112

人口と世帯数

(5月1日現在)

人口	9497人
男	4517人
女	4980人
世帯数	2396世帯



写真は農免道路(正前は火の山)

豊かな
郷土は
道路整備から

昭和四十五年度から県営が農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免道路)が、西青江を起点として中野、天田、宮ノ且、山口市秋穂二島幸田を経由して終点仁光寺に至る全延長四、四〇三米、巾員六・五米の計画により第一期第二期工事で宮ノ且まで進み全路線完成のあかつきには耕地と農家、農家と農業施設市場等の連絡がよくなり農畜産物資材の輸送が便利となり地域発展に大きく寄与することとなります。

○

「とじこんで保存しましょう」

○

町議会議員選挙

日程など

決まりました

町選挙管理委員会では、六月十八日執行の町議会議員一般選挙の選挙期日の決定による選挙日程を決めました。

主なものをひろってみますと

六月六日

選挙人名簿選挙時登録基準日

(従って転入した人は三ヶ月前の三月七日までに本町に居住し、住民票を移していなければ選挙人名簿に登録されずまた選挙権もないわけです。本町に居住しておいて満二十才になった人は六月十八日の選挙期日までに満二十才になれば、選挙権があります。)

六月十一日

選挙期日の告示

立候補届出開始

不在者投票の開始

六月十二日

立候補届出期限

立候補辞退届出期限

六月十七日

不在者投票期限

六月十八日

投票日

選挙会(開票を合せ行なう)

明るく正しい選挙

明るく正しい選挙の実現と、あやまった選挙運動をしない、心の結びつきと勇気をもって選挙悪をはねかえす、自分の判断によって進んで投票する誇りをもって同志の輪をひろげるよう努力するという五つのちかいで白ばら会が結成され会員証は門標(玄関口)としてつけることになっています。

みなさんも明るく正しい選挙の推進に御協力下さい。*白ばら会。についての相談は明るく正しい選挙推進協議会事務局(町選管事務局内)にお問合せ下さい。

白ばら会 会員証



しあわせは

明るく正しい

選挙から

五月九日秋穂町明るく正しい選挙推進協議会の総会が開かれました。

役員選挙の後、選挙を明るく正しくするための話し合いがされ次のことが決められました。

来る六月十八日の町議選挙について選挙事務所でのたき出し廃止運動をして頂くようではないかということもまた、明るく正しい選挙を実現するための小さなグループ「白ばら会」運動もすゝめ山口県明るく正しい選挙推進協議会の提唱に協力する運びとなっています。新役員、委員は次のとおりです。

- 会長 山下茂登
- 副会長 武野一真
- 委員 繁永スミ子
- 内田正明
- 中川寿雄
- 倉橋良助
- 中川恒雄
- 藤山醇介
- 内田俊介
- 山根雪樹
- 砂田ハツエ
- 松永恵美子
- 河谷淑子

上田博人
大村恒治
青年代表(三名) 未定

選挙事務所でのたき出し廃止運動に協力しましょう

いったい、選挙で、お酒や食事を出したり、これをいただいたりすることが許されるものでしょうか。いや、決してそうではありません。

ところが、選挙事務所でのそのまわりのご婦人たちが集められて毎日多くの食事が用意され、選挙事務所に集まり、集られた人々にだけかれの区別なく提供されるいわゆる「たき出し」という悪習があつてはならないのです。このことは、選挙に多額の経費がかかる原因となるだけでなく、このほかの多くの悪習を生む温床となり、ひいては、投票の自由さえもおかすことになりかねません。

このたびの町議会議員の選挙を契機として、このよ

うな選挙の悪習を一掃するため選挙事務所でのたき出しを手伝ったりこれをいただいたりしないようにしてこの選挙が明るく正しくなるよう胸を張ってこの運動に参加しましょう。

秋穂町明るく正しい選挙推進協議会
秋穂町選挙管理委員会

老令年金増額の近道 所得比例制に加入しませんか

あなたも年金を増やしませんか。国民年金には、毎月決まった保険料四百五十円のほかに、毎月三百五十円の保険料を納めると、将来より多くの年金がうけられる制度があります。

この制度は、保険料をたくさん納めてもよいから、将来たくさん年金がほしいという声におこたえてできたもので、保険料を免除されている人や五年年金に加入している人のほかは誰でも加入できます。

この制度を所得比例制と呼んでいます。将来は所得比例保険料を納めた期間の年金額と一般老令年金の額とを合わせてうけることになり、加入は、あなたの年金を増やす近道です。

より多くの年金をうけるためにあなたも所得比例制に加入しましょう。

加入の申込は簡単です。印鑑を持って保険年金課又は

緑の羽根
募金について

昭和四十七年度、春季緑化運動緑の羽根募金も皆様の御協力により、募金目標額に達しましたことを厚くお礼申し上げます。この募金は、一応山口県緑化推進委員会に全額納入し県委員会より募金額に応じ配分されました。

内訳と用途は、次の通りとなっておりますので、御報告致します。

募金額 二三、三五〇円
県緑化推進委員会へ
七、四三二円
地方緑化推進費(市町村へ)
一五、九一八円
尚今年度の地方緑化推進費は、秋穂小学校の緑化樹木の購入を致しました。

昭和47年度会計各予算公表

昭和47年度一般会計予算 (単位千円)

歳 入		歳 出	
1 町 税	60.200	1 議 会 費	7.880
2 地 方 譲 与 税	2.500	2 総 務 費	51.300
3 自動車取得税交付金	3.400	3 民 生 費	49.520
4 地 方 交 付 税	196.000	4 衛 生 費	8.950
5 交通安全対策特別交付金	200	6 農林水産業費	92.360
6 分担金及び負担金	11.832	7 商 工 費	3.150
7 使用料及び手数料	2.382	8 土 木 費	48.960
8 国 庫 支 出 金	70.982	9 消 防 費	3.480
9 県 支 出 金	29.345	10 教 育 費	66.650
10 財 産 収 入	196	11 災 害 復 旧 費	8.760
11 寄 付 金	1	12 公 債 費	35.750
13 繰 越 金	5.000	予 備 費	22.100
14 諸 収 入	3.822		
15 町 債	13.000		
歳 入 合 計	398.860	歳 出 合 計	398.860

昭和47年度国民健康保険特別会計予算 (単位千円)

歳 入		歳 出	
1 国民健康保険税	23.670	1 総 務 費	4.137
2 一 部 負 担 金	1	2 保 險 給 付 費	60.788
4 使用料及び手数料	10	3 保 健 施 設 費	3.009
5 国 庫 支 出 金	44.241	5 公 債 費	50
6 県 支 出 金	219	6 諸 支 出 金	31
9 繰 入 金	1	予 備 費	395
10 繰 越 金	1		
11 諸 収 入	267		
歳 入 合 計	68.410	歳 出 合 計	68.410

昭和47年度国民宿舎特別会計予算 (単位千円)

歳 入		歳 出	
6 使用料及び手数料	30.990	1 休 養 施 設 費	28.170
12 繰 越 金	12.000	2 公 債 費	2.870
13 諸 収 入	3.790	予 備 費	15.740
歳 入 合 計	46.780	歳 出 合 計	46.780

昭和47年度交通災害共済事業特別会計予算 (単位千円)

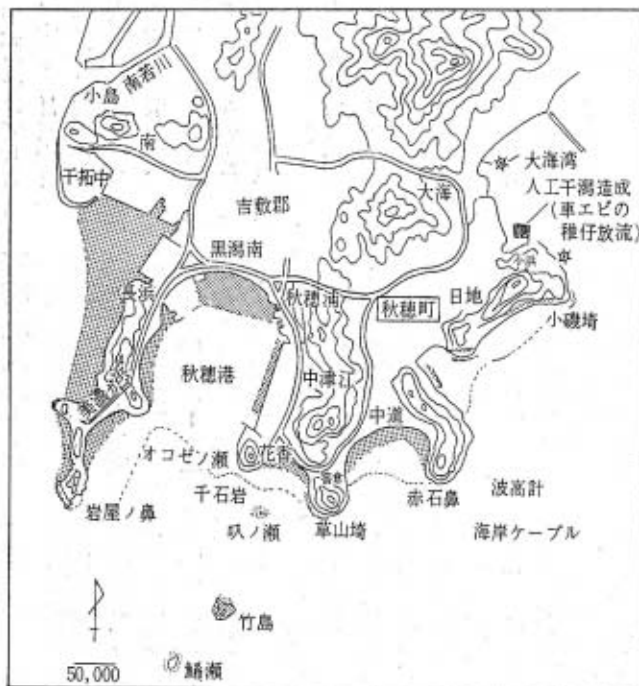
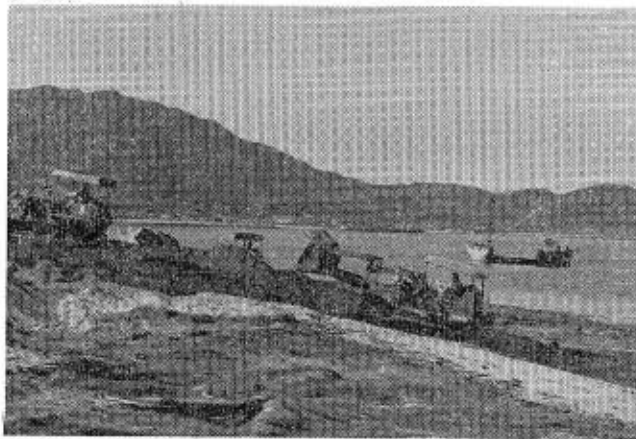
歳 入		歳 出	
1 共 済 会 費 収 入	2.200	1 交 通 災 害 共 済 事 業 費	2.200
2 繰 越 金	2.000	2 再 共 済 掛 金 予 備 費	2.090
3 共 済 交 付 金	2.090		2.010
4 諸 収 入	10		
歳 入 合 計	6.300	歳 出 合 計	6.300

大海湾で国営の 車エビの稚仔 放流実験行われる

農林省、農業土木試験場 (神奈川県平塚市) では昭和四十七年、昭和四十九年と度にかき、秋穂町小浜地先の水域で人工干潟を造成して車エビ稚仔放流実験を行います。又これに関連して赤石鼻地先でも波高計を設置して波浪観測も併せて行

現在この干潟造成工事を行なっておりますが六月から車エビの稚仔を放流してエビの生息状況の試験研究を行いエビの増殖をはかることとなります。

この間、この水域で大変ご迷惑をおかけいたしますがご協力の程お願いします。



白ばら会運動の趣旨

私たちは、暮らしと政治とが切っても切れない関係にあって、豊かな住みよい暮らしを築くためには、まず選挙が明るく正しくなければならぬことをよく知っています。

それなのに、いざ選挙となると、お金や品物をもらったり、飲み食いに加わったりするような悪質な違反に巻き込まれることがいまもって少なくないのは、いったいどういうわけでしょう。それというのも、昔からの義理とかつきあいやかを重んずる風習や考え方には、選挙だからといって、にわかには改めることができないむつかしい問題があつて、一人一人の自覚や意識だけでは、思うように強く立ち向かうことができないからではないでしょうか。そこで、明るく正しい選挙を実現するには、どうしても有権者一人一人の意識を集めて、力強いものにならなければならぬと考え、このたび、心ある有権者の「心を登録」する小さなグループを各地につくることを提唱し、これを明るく正しい選挙のシンボルになぞらえ、「白ばら会運動」と名づけ、これまでの自覚を高める運動にあわせて進めることにしました。

提唱者 山口県明るく正しい選挙推進協議会

白ばら会員 五つのちかい

- 一 私たちは、明るく正しい選挙の実現をこいねがう仲間であることをかたく信じあいます。
- 二 私たちは、あやまった選挙運動はけっしていたしません。
- 三 私たちは、心の結びあいと勇気とをもつて選挙悪をはね返します。
- 四 私たちは、自分の判断により進んで投票いたします。
- 五 私たちは、誇りをもつて同志の輪をひろげるよう努力します。

商業統計調査を実施

五月一日現在で卸、小売業者を対象に商業統計調査が行われます。

この調査は通産省が二年ごとに行っている重要な調査で、従業員数、商品販売額、商品手持額等を調査し、今後の商業における指針とするものです。

近く調査員が調査にまいりますのでご協力ください。

滞納保険料の特別納付は

六月三十日までです

国民年金の老令年金の支給を受けるためには、二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれた人については年令によって二十四年から十年に短縮される）以上保険料を納めているか、免除されていることが必要です。国民年金の保険料は、納付期限を過ぎてから二年以上経過しますと、時効によって納めたくても納められないことになってしまいます。しかし、一人でも多くの

人に老令年金を受けてもらうために、本年六月三十日まで（それ以前に六十五才に達する人は六十五才に達する前日まで）に限って、時効によって納められなくなっている保険料を特別に納めることが認められています。この場合の保険料は一月分が四百五十円です。時効によって納められなかった保険料がある人にとっては、これが最後の機会です。ぜひ過去の未納保険料を納めて有利な年金受けられるようにしましょう。

雨期の交通安全

梅雨といえば気分的にうつろしく、からだもたれ気味で、なにかもたらだたい状態が続く季節です。そこで運転する人も歩行者も、次のことには特に注意して交通安全に努めましょう。

- ① 車を運転するとき
 - ①窓ガラスの曇りをよくとり除き見透しを完全にします。
 - ②スリップしやすいのでスピードに注意し、タイヤのへりぐあいや空気圧などの点検を十分に行なう。
- ② 車を運転するとき
 - ③とくに夜間は車の運転者にもハッキリわかるような色の傘や雨衣を着用し黒い色はできるだけ避けするようにすることもたいせつな心がけです。
- ③ 歩行者は
 - ①傘をさしているときは前方をよく確認しながら歩く。
 - ②自転車の傘さし運転は禁物です。雨が降るときはレインコートにしましょう。
 - ③夜間は光が乱反射し視界がひどく悪くなるので、前方の歩行者には特に注意する。

養護老人ホーム

秋楽園の改築完成

徳地町、小郡町、秋穂町、阿知須町、美東町、秋芳町、山口市の一市六町で共同設置している養護老人ホーム「秋楽園」では昨年九月から園舎の木造老朽部分九一五平方米を改築中であつたが三月末に完成しました。

改築した建物は寮棟二棟（四〇人分）、管理棟調理室、静養室、浴場等で何れも鉄筋コンクリート造りで寮棟静養室などは暖房付です。総工費四、五〇〇万円で国庫補助金、県費補助金一、八五二万円のほかは一市六町が負担したものでこのうち八三〇万円は昭和四十六年度の国民年金特別融資を受けたものです。国民年金積立金はこのように社会福祉施設の整備事業などに役立っています。完成した園では定員一〇〇人のお年寄りが余生を楽しく過しています。



輸血用保存血液代金の

自己支給対象範囲が 拡大されました

輸血用保存血液代金の自己負担金支給制度とは、日本赤十字社の血液センターへ献血された方や、その同居親族の方が輸血を受けられたとき、医療機関に支払われた保存血液代金のうち、自己負担分を日本赤十字社が申請により支給する制度で、昭和四十六年四月一日から発足（昭和四十六年七月十五日付町広報第百八号参照）しておりますが昭和四十七年四月一日から同一戸籍内の者も支給の対象となり、受給範囲が拡大されましたのでお知らせします。

輸血用新鮮血の供給 血液センターで実施

手術等で新鮮血が必要な場合、これまで患者の家族の方が供血者の確保に大変お困りになっておられました。が、今後は、新鮮血についても血液センターにおいて供給されることになり、必要の場合には、血液センターにご連絡されるようお願いいたします。

申請書は日本赤十字山口県支部、又は各血液センターにあります。詳細は左記へお問合せ下さい。

山口市水ノ上町二一四三
日本赤十字社山口県支部
電話 七五三
山口③局
〇一〇二番

輸血用新鮮血の供給 血液センターで実施

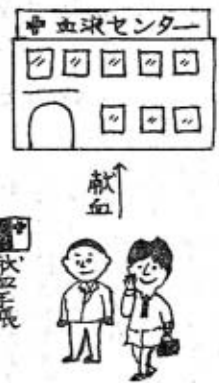
輸血は身のため人のためみんなが協力しましょう

5月27日は
献血日

献血センター

献血

献血手帳



支給金額

支給される額は、献血者及び献血者と同居の親族、又は同一戸籍内の者が輸血当日までに行つた過去三カ年以内の献血総量を限度として、保存血液代金のうち、社会保険各法などによって支払われる医療費の法定給付額

尚、この制度の概要は次のとおりです。

◎支給対象者
日本赤十字社の血液センター（移動採血車、出張所も含む）に献血した人、及び同居している親族又は献血者と同一戸籍内の者が輸血を受けた場合

◎伏せ込み中の手入れ
六月は、したたけの菌が最も良く生長する時期ですが、反面その他の雑菌も活動する時期です。したがって伏せ込み中のほだ木は笠木、通風、下刈、日蔭の調節など手入れを十分に行なうことがたいせつです。

たとえば、梅雨期には笠木を少なめにし、通風を良くすると、原本が生きたままに芽を出して、ほだ木が枯れるようにしてやることなどが必要です。

◎ほだ場の手入れ
ほだ場は普通湿度の高い所が選んであります。六月

◎伏せ込み中の手入れ
六月は、したたけの菌が最も良く生長する時期ですが、反面その他の雑菌も活動する時期です。したがって伏せ込み中のほだ木は笠木、通風、下刈、日蔭の調節など手入れを十分に行なうことがたいせつです。

たとえば、梅雨期には笠木を少なめにし、通風を良くすると、原本が生きたままに芽を出して、ほだ木が枯れるようにしてやることなどが必要です。

◎ほだ場の手入れ
ほだ場は普通湿度の高い所が選んであります。六月

埋立地の利用について許可を要するもの範囲

埋立地に個人が自家用車等でごみを運搬し捨てる場合、すべてのものについて許可が得られると思っておられる方が多いようです。許可を受けなければならないものは、次のような産業廃棄物を捨てる場合です。

①土砂（石材を含む）及び家屋のとりこわし等により生ずるもの
注 部落共同作業で側溝

及び不用の家具で小さく破壊したものは許可を要しません。

したがって、通常の日常生活（事業活動ではない）によって生ずるごみや、大掃除などによって出るごみは許可を要しませんので、間違いないようにして下さい。

児童福祉
月間について

次の世代をになう児童が明るく、元気に、たくましく成長することを祈り児童福祉法が昭和二十二年に制定されましたが、この第一条に、すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。と、児童福祉の理念をうたっております。本年は、児童福祉法が制定されてから二十五周年を迎えることになりましたが、急激な社会変動のため、ややもすると薄れがちな児童の福祉を、この機会にその原点に立ち返って法の理念を理解し、みんなが協力しあって、児童の福祉をより一層増進するための運動を展開する月間でありませう。



はとくに温度が高くなって雑菌による被害が多くなります。下刈りなどにより通風をよくするようにしましょう。

◎乾き過ぎや生木などの原因で汚着不良のものがある場合は、雨の多い時期に雑菌の追い打ちを行ないましょう。

◎この時期は茸の生育が早くまた腐りやすいので、こまめに見廻りを行ない、採取にあたっては、ほかの茸をいためないように、に気をつけましょう。

検察官の不起訴処分に 不服な方は検察審査会へ

詐欺とか、横領、おどし
交通事故など犯罪の被害に
あつて警察や検察庁に訴え
たが、検察官がその事件を
不起訴処分（裁判にかけな
い）にした場合、被害者は
その処分に納得いかないま
ま泣き寝入りをしているこ
とはありませんか、このよ
うな場合は、最寄りの検察
審査会（裁判所構内にあり
ます）に申し出て下さい。
検察審査会は、検察官が
した不起訴処分について、
申立または職権でその真相
をなつとくゆくまで調べて
不起訴処分が正しいかどうか

かを判断し、この結果を検
事正や検察官適格審査委員
会に通知します。

もし不起訴処分が不当だ
という結論が出たら、検察
官はこの結論を参考にして
改めて取調べのうえ起訴す
ることもあります。

したがって、不起訴処分
に、なつとくできない方は
そのまま泣き寝入りしない
で検察審査会にご相談下さ
い。費用はいりません。

山口市駅通り一丁目
（裁判所構内）
山口検察審査会事務局



もう一度確めよう

けしの栽培

けしは、花が美しいため
古くから観賞用として栽培
されていますが、そのけし
には栽培してよいものと、勝
手に栽培できないものとが
あります。許可を受けない
と栽培できないものには、

◎けし：本げしといわれる
ソムニフェルム種と、セ

ように注意して下さい。
◎簡単な見分け方
※植えてわるいけし

- (1)品種
○ソムニフェルム種一貫
種、花は白色一重
○トルコ種
○インド種

園芸変種、一重咲きの
ほかに八重咲あり、花
は白、赤桃紫等及びこ
れらの組合せがあり間
違って植えられている
ことが多い。

- セティゲルム種
- (2)特徴と見分け方

(イ)：全面にろう質をもつ
ているため白っぽい緑
色をしている。
(ロ)：草丈が大きく1m以
上になる。

(ハ)：茎が太く、しっかり
している。
(ニ)：無毛である。あつて
も極めて少ない。

(ホ)：葉は全体に茎の上の
方までついている。
(ヘ)：葉が大きく長楕円形
でまわりの切れ込みが
浅い。

(ト)：葉は無柄で、つけ根
が茎を抱き込んでおり
特に茎の上の方から出
ている葉は心臟形で、
深く茎を抱いている。

※植えてよいけし

- (1)品種
○ひなげし

○おにげし

- (2)特徴と見分け方
- (イ)：緑色をしている。
- (ロ)：草丈が低く80〜90㎝
どまりである。
- (ハ)：全草が弱々しい感じ
である。
- (ニ)：全草に粗毛が生えて
いる。
- (ホ)：葉は茎の下方に密生
している。
- (ヘ)：葉は羽状で、深く裂
けている。
- (ト)：茎の下方から出て
いる葉は葉柄をもって
いる。

善意銀行からの御礼

次の方々から香典返し、
或は特別な善意の預託があ
りました。謹んで御礼申し
上げます。

一金老万円 (故カネコ)	西天田 (故正人)
東天田 岡田 順一	山県 容子
一金参千円 (故正一)	浜内 (故アサ)
中津江 西村 譲治	広中 鉄郎
一金式千円 (故三枝子)	日地 (故仁介)
大河内北 北野 三男	西村 友哉
一金参千円 (故菊市)	中野 (故貞子)
大河内南 松若 昌年	安光 伴義
一金五千円 (故茂作)	浜内 (故嘉夫)
下村 吉武 邦夫	中村 スエ
一金五千円 (故維造)	久富スエコ
本町 菅野 安代	上本町 福田 雅二
一金式千円 (故モミ)	繁永スミ子
中津江 中元 常一	岡田 昭治
一金五千円 (故京一)	



消費者 食用油について

油は、光や空気中の酸素
温度によって酸化していく
性質があります。そこで、
一般的にポリ容器は、光や
空気をとおし、またガラス
びんは光をとおすために結
局かん入りが適当だといわ
れてきました。

ところが、購入してから
一旦開封し、さらには六カ
月保存した後の油の変化を
調べてみますと、かん入り
の油が一番成績が悪く、び
んやポリ容器のものにはあ
まり差がないことがわかり
ました。

またポリ容器では外袋の
してあるものがよいよう
です。理由は外袋が光と空気
を遮断して油の変質をふせ
ぐためです。

社会福祉 協議会移転

先般有線放送でもお知ら
せしましたが、四月廿一日
から、社協の事務所を次の
ように移転致しました。
今後お心安く心配ごと相談
はもとより、どんなことで
も社会福祉全般について、
扱って居りますのでおでか
げ下さい。

新事務所
東本町旧町公民館内
局電 秋穂局二五四九
有放 二三八一

6月18日 町議会議員選挙の日

投票時間 午前7時から午後6時まで
 投票所 第1投票所 (大河内北区～中条区)
 秋穂農協大海野菜集荷所
 第2投票所 (井南区～日地区)
 大海小学校講堂
 第3投票所 (中道区～祇園町区)
 秋穂町社会福祉協議会ホール (旧秋穂町公民館)
 第4投票所 秋穂小学校講堂
 (開票)
 選挙会場 午後7時30分から
 開票時間 秋穂町社会福祉協議会ホール (旧秋穂町公民館)

昭和47年6月選挙人名簿有権者概要

部落名	男	女	計	備考 この数字より町外転出者は、町議選挙の選挙権がないので除外される。
大河内北	136	156	292	
大河内南	124	125	249	
天神町	109	122	231	
浜中	91	95	186	
北条	95	120	215	
中条	109	131	240	
井南	75	87	162	
浜内	137	142	279	
小浜	51	52	103	
赤崎	67	86	153	
日地	171	185	356	
金山嶺	68	75	143	
西青江	42	60	102	
先青江	67	76	143	
中道	71	82	153	
花香南	96	101	197	
花香北	71	72	143	
中津江	107	107	214	
屋戸	106	111	217	
加茂町	71	76	147	
海岸通	54	56	110	
東本町	70	83	153	
上本町	49	57	106	
本町	60	72	132	
祇園町	132	161	293	
下村	152	179	331	
中野	171	193	364	
東天田	93	102	195	
西天田	100	131	231	
宮之旦	83	108	191	
黒潟北	112	130	242	
黒潟南	182	210	392	
老人ホーム	52	50	102	
合計	3,174	3,593	6,767	